

第1章 設立趣旨名称及び事務所

第 1 条 本財団は新憲法公布を記念して設立するもので財団法人神戸新聞厚生事業団と称する。

第 2 条 本財団は事務所を神戸市中央区東川崎町1丁目 5 番 7 号神戸情報文化ビル内に置く。

第2章 目的および事業

第 3 条 本財団は社会の厚生教化及び援護に関する諸事業を行ない国民の福利を増進するを目的とする。

第 4 条 本財団は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1、 障害者、被災者、生活困窮者等に対する厚生援護
- 2、 公衆衛生診療事業
- 3、 少年犯罪防止及び母子保護に関する事業その他の強化事業
- 4、 生産関係慰安並びに表彰に関する事業
- 5、 厚生事業資金募集を目的とする事業
- 6、 本財団とその目的を同じくする他の厚生事業団の援助奨励、表彰
- 7、 厚生事業に関する研究調査印刷物の発行
- 8、 その他理事会において必要と認めたる事業

第3章 資産および会計

第 5 条 本財団の資産は次の通り

- (1) 株式会社神戸新聞社の寄附に係る別紙財産目録記載の財産
- (2) 寄附金品
- (3) 事業収入
- (4) 財産より生ずる果実
- (5) 雑収入

- 第 6 条 前条第1号の財産・同第2号の寄附金中基本財産として指定せられ評議員会の承認したものはこれを基本財産とする。
- 第 7 条 本財団の財産管理方法は評議員会の承認を求めて定める。
- 第 8 条 基本財産はこれを処分することができない。但し評議員会の承認を得、かつ主務官庁の許可を得た場合はその一部を処分することが出来る。
- 第 9 条 本財団の経費は基本財産、その他の財産により生ずる果実・寄附金・事業収入および雑収入等を以てこれにあてる。
- 第 10 条 本財団の毎年度収支予算ならびに決算は評議員の承認を得なければならない。
- 第 11 条 毎年度の決算剰余金はこれを翌年度の歳入に繰入れるものとする。
- 第 12 条 本財団の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月末に終る。

第4章 役員および職員

- 第 13 条 本財団に次の役員を置く。
- | | |
|---------|------------|
| 理 事 | 5名以上10名以内 |
| 内 理 事 長 | 1名 |
| 常務理事 | 2名以内 |
| 評 議 員 | 20名以上30名以内 |
| 監 事 | 2名以内 |
- 第 14 条 理事長は本財団を代表しその業務を総理する。
- 常務理事は理事長を補佐し、本財団の常務を掌る。理事長事故あるときはこれに代る。
- 理事は理事会を構成して業務を執行する。
- 監事は本財団の財産および業務執行の状況を監査しこれを評議員会に報告する。
- 評議員は本財団の重要事項につき本財団最高の意思を決定する。
- 第 15 条 評議員は株式会社神戸新聞社・株式会社デイリースポーツ社の役員および社員中から選挙等を以て定めたるもの、理事会が特に本

財団の運営について必要と認めた者、ならびに兵庫県内において厚生事業に関係ある有識者を以て充て、理事長これを委嘱する。
理事および監事は評議員の互選とする。
理事長及び常務理事は理事の互選とする。

- 第 16 条 本財団の役員は総て名誉職とし、その任期は就任後第2回定時評議員会終了の時を以て満了する。但し再任を妨げない。
補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。
役員は任期満了後も後任者の就任までその職務を執る。
役員はこの法人の役員たるにふさわしくない行為のあった場合、または特別の事由による場合は、その任期中にかかわらず理事会または評議員会の議決によりこれを解任することができる。
- 第 17 条 本財団の事務を処理するため理事長は事務局長1名・主事1名・事務員若干名を任命する。

第 5 章 評議員会および理事会

- 第 18 条 評議員会は事業年度終了後2カ月以内に毎年1回開催し、理事長これを招集する。但し理事長において必要と認めたときは臨時会を開くことができる。
- 第 19 条 理事会は随時理事長これを招集する。
- 第 20 条 評議員会および理事会は過半数の出席を必要とし、決議は出席者の過半数を以てし、可否同数の場合は議長これを決定する。但し臨時急施を要する事項又は止むを得ない事由あるとき若しくは理事長において簡易なりと認めた事項については理事会の招集を省き書面審議の方法によることが出来る。
議長は理事長これに当り理事長事故の際は常務理事、常務理事も事故あるときは理事中より適代理せしめる。

第 21 条 次の事項は理事会の決議を経なければならない。

- (1) 本財団の事業執行方法に関する事項
- (2) 資産管理に関する事項
- (3) 収支予算ならびに収支決算に関する事項
- (4) その他理事会において必要と認めた事項

第6章 寄附行為の変更および解散

第 22 条 本寄附行為は出席評議員 4 分の 3 以上の同意を得、かつ主務官庁の認可を受けなければ変更出来ない。

第 23 条 本財団は評議員の4分の3以上の同意なくして解散することは出来ない。

第 24 条 本財団解散の際における残余財産は総て評議員会の議決によって指示する他の厚生事業を行なう団体又は法人に譲渡する。

第7章 附 則

第 25 条 本財団設立の際における役員を次の如く定める。

理 事 長	朝	倉	斯	道
常 務 理 事	延	原		靖
理 事	田	中	寛	次
同	篠	原	菊	治
同	松	末	盛	計
同	中	村		尚
同	植	木	辰	夫
同	山	本	幹	雄
同	舟	橋	静	一
同	橋	本	幸	夫
監 事	古	結	安	雄
同	土	井	完	治

制	定	昭和21年12月9日 兵庫県指令第1964号認可
改	正	昭和43年7月8日 兵庫県指令総第1-22号認可
改	正	昭和44年6月16日 兵庫県指令総第1-8号認可
改	正	平成8年10月7日 兵庫県指令文第1-43号認可
改	正	平成15年5月23日 兵庫県指令文第1264号認可
改	正	平成16年5月25日 兵庫県指令文第1274号認可

収 支 決 算 書

平成21年4月1日～平成22年3月31日まで

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
① 基本財産運用収入	5,600,000	5,680,000	△ 80,000	運用財産利息
② 事業収入	18,000,000	12,287,780	5,712,220	チャリティー作品展・なべの会
③ 寄附金収入	64,000,000	138,309,504	△ 74,309,504	福祉厚生基金・指定寄付金
④ 募金収入	2,000,000	1,229,317	770,683	歳末助け合い
⑤ 雑収入	200,000	9,770	190,230	普通預金利息ほか
⑥ 特別積立金取崩収入	0	10,000,000	△ 10,000,000	
事業活動収入計	89,800,000	167,516,371	△ 77,716,371	
2. 事業活動支出				
① 事業費支出				
給料手当支出	27,500,000	25,981,456	1,518,544	
旅費交通費支出	250,000	146,071	103,929	
募金事業費支出	15,000,000	12,999,708	2,000,292	チャリティー作品展・なべの会
啓発援護費支出	3,000,000	2,806,919	193,081	福祉啓発・援護活動費
助成金支出	11,500,000	10,161,000	1,339,000	福祉事業助成・歳末助成
寄付金支出	16,000,000	96,866,142	△ 80,866,142	指定寄付金・奨学給付金
通信運搬費支出	300,000	450,545	△ 150,545	
消耗什器備品費支出	420,000	355,147	64,853	パソコン・複写機等リース費
印刷製本費支出	50,000		50,000	
雑支出	20,000		20,000	
② 管理費支出				
役員報酬支出	8,500,000	8,332,071	167,929	
給料手当支出	0	0	0	
福利厚生費支出	180,000	164,650	15,350	
旅費交通費支出	30,000	0	30,000	
通信費支出	80,000	91,142	△ 11,142	
消耗品費支出	220,000	224,672	△ 4,672	
図書資料費支出	20,000	7,182	12,818	
諸会費支出	30,000	10,000	20,000	
会議費支出	20,000	85,800	△ 65,800	
光熱水料費支出	1,200,000	1,177,243	22,757	
賃借費支出	4,300,000	4,252,860	47,140	
雑支出	0	170,433	△ 170,433	
事業活動支出計	88,620,000	164,283,041	△ 75,663,041	
事業活動収支差額	1,180,000	3,233,330	△ 2,053,330	
II 投資活動収支の部				
投資活動支出				
① 固定資産取得支出				
什器備品購入支出	200,000	0	200,000	
② 基本財産取得支出				
基本財産積立預金支出	0	0	0	
特別積立金支出	0	0	0	
③ 特定資産取得支出				
退職給付引当預金支出	300,000	0	300,000	
減価償却引当預金支出	0	0	0	
投資活動支出計	500,000	0	500,000	
投資活動収支差額	△ 500,000	0	△ 500,000	
III 予備費支出	500,000	0	500,000	
当期収支差額	180,000	3,233,330	△ 3,053,330	
前期繰越収支差額	1,412,198	2,586,585	△ 1,174,387	
次期繰越収支差額	1,592,198	5,819,915	△ 4,227,717	

正味財産増減計算書

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(単位:円)

(財)神戸新聞厚生事業団

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			
基本財産受取利息	5,680,000	5,560,000	120,000
② 事業収益			
歳末チャリティー事業収入	12,287,780	17,158,940	△ 4,871,160
③ 受取寄付金			
受取寄付金	139,538,821	138,384,309	1,154,512
④ 雑収益			
受取利息	9,770	209,257	△ 199,487
雑収益			0
経常収益計	157,516,371	161,312,506	△ 3,796,135
(2) 経常費用			
① 事業費			
啓発援護・助成事業費	109,834,061	105,310,816	4,523,245
募金事業関連費	39,577,780	38,530,084	1,047,696
その他	355,147	726,241	△ 371,094
② 管理費			
給料手当・福利厚生費	8,496,721	9,140,757	△ 644,036
賃借・消耗品・光熱水費	5,654,775	5,677,942	△ 23,167
その他維持管理費	364,557	752,279	△ 387,722
経常費用計	164,283,041	160,138,119	4,144,922
(3) 経常外費用			
退職給与引当金			
退職給与引当金	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 6,766,670	1,174,387	△ 7,941,057
一般正味財産期首残高	142,586,585	141,412,198	1,174,387
一般正味財産期末残高	135,819,915	142,586,585	△ 6,766,670
II 指定正味財産増減の部			
指定正味財産期首残高	300,000,000	300,000,000	0
指定正味財産期末残高	300,000,000	300,000,000	0
III 正味財産期末残高	435,819,915	442,586,585	△ 6,766,670

財 産 目 録

平成22年3月31日現在

(単位:円)

(財)神戸新聞厚生事業団

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
現金手許有高	0		
普通預金三井住友銀行神戸営業部	3,223,009		
普通預金三井住友銀行神戸駅前支店	1,570,581		
普通預金三菱UFJ信託銀行神戸中央支店	5,000,000		
普通預金神戸ハーバーランド郵便局	117,099		
普通預金・国債中央三井信託銀行神戸支店	36,586,007		
普通預金・国債みなと銀行本店営業部	223,501,753		
流動資産合計		269,998,449	
2 固定資産			
(1)基本財産			
投資有価証券 国債1口	300,000,000		
基本財産合計	300,000,000		
(2)その他固定資産			
電話加入権	65,000		
事務所差入保証金	1,557,630		
その他固定資産合計	1,622,630		
固定資産合計		301,622,630	
資産合計			571,621,079
II 負債の部			
1 流動負債			
預り金 指定寄付金	129,796,094		
預り金 神戸新聞社	17,957		
流動負債合計		129,814,051	
2 固定負債			
退職給与引当金	5,987,113		
固定負債合計		5,987,113	
負債合計			135,801,164
正味財産			435,819,915

貸借対照表

平成22年3月31日現在

(単位:円)

(財)神戸新聞厚生事業団

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金・預金	269,998,449	276,187,226	△ 6,188,777
神戸新聞社預け金			0
流動資産合計	269,998,449	276,187,226	△ 6,188,777
2 固定資産			
(1) 基本財産			
基本金	300,000,000	300,000,000	0
基本財産合計	300,000,000	300,000,000	0
(2) その他の固定資産			
電話加入権	65,000	65,000	0
事務所敷金	1,557,630	1,557,630	0
その他の固定資産合計	1,622,630	1,622,630	0
固定資産合計	301,622,630	301,622,630	0
資産合計	571,621,079	577,809,856	△ 6,188,777
II 負債の部			
1 流動負債			
指定寄付金預り金	129,796,094	128,441,518	1,354,576
神戸新聞社預り金	17,957	394,640	△ 376,683
流動負債合計	129,814,051	128,836,158	977,893
2 固定負債			
退職給与引当金	5,987,113	6,387,113	△ 400,000
固定負債合計	5,987,113	6,387,113	△ 400,000
負債合計	135,801,164	135,223,271	577,893
III 正味財産の部			
1 指定正味財産	300,000,000	300,000,000	0
2 一般正味財産	135,819,915	142,586,585	△ 6,766,670
正味財産合計	435,819,915	442,586,585	△ 6,766,670
負債及び正味財産合計	571,621,079	577,809,856	△ 6,188,777

平成 22 年度事業計画

コンクリートから人へ。人にやさしい施策。官僚政治から脱却し友愛に満ちた国民目線に立った政治…。昨夏の衆議院選挙で圧勝、歴史的な政権交代を成し遂げた民主党のスローガン。子ども手当の配布、公立高校の授業料無償化、ガソリンの暫定税率廃止、CO₂の25%削減、年金制度の抜本的改革、後期高齢者医療・介護保険・障害者自立支援法の見直しや廃止。消費税の4年間据え置き。マニフェストに打ち出された施策は確かに自民党とは180度違ったものだった。

高齢者、障害者、母子家庭、児童養護といった社会的弱者といわれる人たちに温かい手を差し伸べる、その理念は、しかし財源不足という現実の前にいくつかの修正を余儀なくされている。景気の二番底は免れそうな見通しだが、デフレ・スパイラルによる失業者は増え続け景気浮揚は全く感じられない。税収の大幅な落ち込み、各省庁の“埋蔵金”の見込み違い、事業仕分けで生み出すはずだった無駄金掘り起こしの目算違い。社会福祉を充実させるはずの施策に対する財源は、過去最高の44兆円という膨大な国債発行に頼らざるをえなくなった。鳩山政権は子ども手当に少子高齢化ストップ、内需拡大への期待をかけているが、雇用不安が広がる中、この手当ではタンス預金に回る可能性が強い。人にやさしい政策は施行される前から、さまざまな問題点をはらんでおり、その意味においては今後の民主党政権のかじ取りが注目される。

新しい政権の誕生で新しい光が差し込んできたかと思われた社会福祉制度だが、誰もが安心・安全に生きていけるユニバーサル社会構築までには、まだまだ紆余曲折を経ていかなければならない。従来の自民党政権とは違った公助の一端は垣間見えるものの、現実的には自助・共助を軸にした社会福祉制度が続いていくと思われる。そういう情勢を踏まえて、地域の言論報道機関に連なる民間社会福祉機関として、当事業団は「地域の、地域による、地域のための事業団」の役割をさらに果たす事業活動を展開していく。政治・経済の東京一極集中で疲弊する一方の地域に、例え「一灯照隅」であろうと灯りをともしていくことで神戸新聞のプレゼンスをより一層拡大していく。

21年度は国内外で大規模自然災害が発生した。国内では台風9号による兵庫県西・北部の集中豪雨禍で20人が死亡。国外ではイタリア中部、スマトラ沖、ハイチ、チリと次々に地震が起きた。特にハイチ地震では20万人以上の犠牲者がでる悲惨な災害となった。阪神・淡路大震災で多くの方々から支援を受けた地域の福祉団体として、これら国内外の大規模自然災害に対し即座に義援金募集活動を行った。頻繁に発生する大規模自然災害の主原因として地球の温暖化

が指摘され、環境問題が大きくクローズアップされている。当事業団にも緑化運動への寄付金寄贈があるなど、この問題に対しても新たな事業展開を考えていかなければならないであろう。

また自然災害とは別に、本年度は新型インフルエンザが蔓延、神戸市で罹災者1号が出た。罹災者拡大を未然に防ぐ対策が行政サイドで迅速に取られ最小限度の被害にとどまったが、今回の新型インフルエンザ対策を見るまでもなく、社会福祉制度を充実させるには医療との関わりが重要であり、近年ますますその重要性は増してきている。医療制度の整備にも当事業団ではできうる限りの援助に取り組んでいく。

阪神・淡路大震災から16年目に入り、発生年に誕生したこどもが今春から高校生となる。震災で保護者を亡くしたこどもたちの高校就学を支援する「神戸新聞くすのき基金」は最終クール（3年間）に入る。少子高齢化が加速的に進行する中、多くの方たちから支援を賜ったこの基金がこどもたちの健全育成に少なからず寄与してきたと自負している。ラスト3年間も全力疾走するのは当然だが、当初の役割を終えた後も、「くすのき基金」の精神を何らかの形で継承する事業を行っていく。神戸市職員労働組合、神戸市社会福祉協議会とともに行っている神戸市内の私学高校に通っている就学困難な高校生を助成する「ひまわり援助金」は9年目に入る。平成14年に3年間の限定でスタートしたが、長引く景気低迷で保護者のリストラ、倒産、離婚などの理由から就学困難な高校生が年々増加しており、この奨学金制度も延長、延長してきた。毎年120名近い応募者があり、さらに継続、発展させていきたい事業だ。

さらには母子家庭、児童養護、乳児院、身体・知的・精神障害児・者、老人ホーム、更生支援などのかく福祉施設やボランティア団体など、当事業団が積極的に展開している各種の支援事業も推進していく。歳末助け合い運動の一環として行っている「著名芸術家と名士作品展」は、社会福祉充実を願う人々の賛同、協力を一層得られるよう努力していく。少子高齢化、地球温暖化、財源不足…いま、社会福祉制度は様々な問題点をはらんで大きな変革期を迎えている。そういうときだからこそ、友好地方紙各社と福祉・事業団ネットワークを拡充、強固にしていかなければならない。また、地域の活性化のため兵庫県、神戸市、各市社会福祉協議会、各種福祉団体、文化芸術団体などと協力、神戸新聞紙面と密な連携を図りながら、啓発と諸事業に取り組み、「誰もが安心・安全に暮らせるユニバーサル社会」作りへ全力を傾注していく。

本年度実施の事業の大綱は以下の通り。

- ① 阪神・淡路大震災の被災者、復興に努力する福祉団体を支援する
- ② 被災高校生を支援する「神戸新聞くすのき基金」の拡充・発展を図る
- ③ 自然災害、事故などに対する支援活動に積極的に取り組む
- ④ 児童の健全育成を目的とする諸事業のための支援の拡充を図る
- ⑤ 経済的理由で学業継続が困難な神戸市内の私立高校生を支援する「ひまわり援助金」の継続
- ⑥ 「著名芸術家と名士作品展」、「チャリティー美術品販売展」の拡充・発展
- ⑦ 社会福祉団体のリーダーとして企業、団体、学校などに社会貢献活動として福祉への参加を呼びかける
- ⑧ 安心・安全に暮らせる社会実現に積極的に取り組んでいる福祉諸団体の活動を支援、助成し、当事業団への信頼を高める
- ⑨ ボランティア団体を支援する
- ⑩ 情報化時代に対応し、当事業団の業務の改善、効率を推進する

[本年度事業計画概要]

1. 寄付金受託事業

阪神・淡路大震災の救援募金活動は“完全復興”を目指して継続。被災団体、施設、被災者への支援を行う。とりわけ震災遺児の高校就学支援「神戸新聞くすのき基金」の拡充を図る。また、神戸新聞社と協力、恒常的に幅広く善意の寄付金を募る。

- ① 社会福祉援護金の受託
- ② 災害救援募金の受託
- ③ 子育て支援募金「すきっぷポスト」の受託
- ④ 被災遺児高校生支援のための「神戸新聞くすのき基金」の受託
- ⑤ 経済的事情で学業困難な神戸市内の私立高校生のための「ひまわり援助金」の受託
- ⑥ 歳末助け合い援護金の受託
- ⑦ ボランティア支援金の受託
- ⑧ 交通犠牲者遺族援助金の受託
- ⑨ 各種メディアを利用した福祉キャンペーン募金の受託
- ⑩ その他の寄付金の受託

2. 震災遺児救護事業

大震災で保護者を亡くした子どもたちは多数にのぼっているが、こうした遺児たちのなかで高校生を支援する「神戸新聞くすのき基金」を創設、救援活動を行ってきた。長期にわたる援護事業であり、16年目の本年度も、寄託金の増加に向けて一層の啓発を図る。

- ① 過去 15 年間の受給生は 690 人を超え、奨学、生活援護金として活用されている。半年ごとの支給（月額 1 万円）に加え、卒業祝い（図書券）も行っている
- ② 同基金への認識をさらに深めてもらうため啓発に努める
- ③ 同基金の受給生の激励と友好促進、社会研修を目的として毎年夏季旅行に招待する催しをおこなっているが、21 年度は新型インフルエンザの影響で中止（図書券配布）。本年度は本団主催の事業として再開する

3. チャリティー募金事業

「著名芸術家と名士作品展」は、阪神・淡路大震災の復興支援と福祉充実を目指すチャリティー事業の中核として、さらに内容の充実した福祉・文化イベントに育て、助成金などの拡充を目指す。

- ① 「著名芸術家と名士作品展」は、21 年度、絵画、陶磁器ともに提供範囲をさらに広げた。本年度は作品の質の向上を目指して諸先生方の協力を仰ぐ
- ② 平成 10 年度から加古川市で開催している「チャリティー美術販売展」を本年度も神戸新聞東播支社と連携して「ヤマトヤシキ加古川店」で開催する
- ③ 協賛広告によるチャリティー事業の開拓
- ④ 目的別チャリティーバザーの開催、後援
- ⑤ チャリティーゴルフ、同コンサートなど企業、団体の福祉イベントの協賛

4. 高齢者・障害者・母子・児童福祉・各種援護施設、助成事業

ますます進捗する少子高齢化社会に対応し、高齢者、独り暮らしのお年寄りの支援をはじめ障害者、母子、児童養護施設などの支援を関係機関と協力して進める。また、各福祉団体が開催するスポーツ、文化イベントなど各種行事にも引き続き参加する。

- ① 高齢者福祉事業への参画、助成、援護
- ② 障害者スポーツ大会、被災者を励ます各種催しなどの助成、援護

- ③ 障害者美術展、社会福祉広報紙コンクールなどの文化事業への参画、助成、支援
- ④ 障害者、保護者活動、同施設への助成、支援
- ⑤ 障害児教育、障害者社会学習への参画、助成、支援
- ⑥ 児童養護、里親養護の促進、援護
- ⑦ 母子、寡婦、女性更生への助成、援護
- ⑧ 更生施設への助成、援護
- ⑨ 難病団体の活動支援
- ⑩ 福祉施設職員の激励、支援
- ⑪ 京都新聞社会福祉事業団と共催する「みんなで海釣り～障害のある人の体験講座」の開催

5. 福祉啓発事業

地域言論報道機関に連なる厚生事業団として地域福祉充実のための啓発、取り組みは大きな役割。県、各市などの行政機関ならびに県下社会福祉協議会、福祉団体などと協力、神戸新聞紙面と連携して福祉の啓発活動を展開する。

- ① 神戸新聞本社、支社、総局、グループ各企業、団体と連携して福祉の啓発運動を展開する
- ② 神戸新聞各部局への福祉情報の提供と紙面化、企画化への働きかけ
- ③ 福祉諸団体と日常活動のコミュニケーションの強化

6. NGO, NPO, ボランティア支援

阪神・淡路大震災以降、活発化の著しいNGO, NPO、ボランティア関係諸団体と協力、支援に力を入れる

- ① NGO, NPO, 民間ボランティア団体の活動支援
- ② NGO, NPO、ボランティア団体による啓発、イベントの後援、助成

7. 善意あっせん事業

市民の福祉施設への訪問活動などを支援、市民の善意の“受け皿”として啓発、あっせんを進める

- ① 福祉イベントへの善意の招待
- ② 社会福祉施設等への友愛訪問、あっせん
- ③ 母子、児童、更生施設等への物品寄贈のあっせん

- ④ 魚釣り大会の釣果、クリスマスプレゼントなどの福祉施設への配分、あっせん

8. 海外救援事業

世界各地で増加している難民の救援、災害援護などでユニセフ、日赤などからの救援要請に応じていく。

- ①ユニセフの兵庫県下における報道機関の唯一の窓口として募金活動に協力、その役割を果たす
- ②中国残留孤児支援、中国帰国者日本語教室への後援、助成など海外同友会活動を支援

9. 青少年の健全育成と交通遺児等援護事業

青少年の健全育成のための諸事業を支援。また、交通遺児、自殺者遺児も激励、援護する。

- ①県、市こども会活動の支援、助成
- ②児童養護施設への激励、交流イベント、スポーツイベントの後援、助成
- ③「少年の翼」などの海外研修の後援
- ④交通遺児、自殺者遺児、母子家庭児童の夏季キャンプ、スキーツアーなどの支援、助成

収 支 予 算 書

平成22年4月1日～平成23年3月31日まで

(H22年度) (H21年度)

(単位:円)

科 目	予 算 額	前年予算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
① 基本財産運用収入	5,600,000	5,600,000	0	運用財産利息
② 事業収入	15,000,000	18,000,000	△ 3,000,000	チャリティー作品展・なべの会
③ 寄付金収入	65,000,000	64,000,000	1,000,000	福祉厚生基金・指定寄付金
④ 募金収入	2,000,000	2,000,000	0	歳末助け合い
⑤ 雑収入	10,000	200,000	△ 190,000	普通預金利息ほか
⑥ 特別積立金取崩収入	0	0	0	
事業活動収入計	87,610,000	89,800,000	△ 2,190,000	
2. 事業活動支出				
① 事業費支出				
役員報酬支出			0	
給料手当支出	26,000,000	27,500,000	△ 1,500,000	
旅費交通費支出	250,000	250,000	0	
募金事業費支出	13,500,000	15,000,000	△ 1,500,000	チャリティー作品展・なべの会
啓発援護費支出	3,000,000	3,000,000	0	福祉啓発・援護活動費
助成金支出	12,000,000	11,500,000	500,000	福祉事業助成・歳末助成
寄付金支出	16,300,000	16,000,000	300,000	指定寄付金・奨学給付金
通信運搬費支出	350,000	300,000	50,000	
消耗什器備品費支出	400,000	420,000	△ 20,000	パソコン・複写機等リース費
印刷製本費支出	50,000	50,000	0	
雑支出	20,000	20,000	0	
② 管理費支出				
役員報酬支出	8,300,000	8,500,000	△ 200,000	
給料手当支出		0	0	
福利厚生費支出	180,000	180,000	0	
旅費交通費支出	30,000	30,000	0	
通信費支出	100,000	80,000	20,000	
消耗品費支出	220,000	220,000	0	
図書資料費支出	20,000	20,000	0	
諸会費支出	150,000	30,000	120,000	
会議費支出	20,000	20,000	0	
光熱水料費支出	1,200,000	1,200,000	0	
賃借費支出	4,300,000	4,300,000	0	
雑支出	200,000	0	200,000	
事業活動支出計	86,590,000	88,620,000	△ 2,030,000	
事業活動収支差額	1,020,000	1,180,000	△ 160,000	
II 投資活動収支の部				
投資活動支出				
① 固定資産取得支出				
什器備品購入支出	200,000	200,000	0	
② 基本財産取得支出				
基本財産積立預金支出	0	0	0	
特別積立金支出	0	0	0	
③ 特定資産取得支出				
退職給与引当預金支出	300,000	300,000	0	
減価償却引当預金支出	0	0	0	
投資活動支出計	500,000	500,000	0	
投資活動収支差額	△ 500,000	△ 500,000	0	
III 予備費支出	500,000	500,000	0	
当期収支差額	20,000	180,000	△ 160,000	
前期繰越収支差額	2,586,585	1,412,198	1,174,387	
次期繰越収支差額	2,606,585	1,592,198	1,014,387	

(注) 1. 借入金限度額 0円
2. 債務負担額 0円